

パートナープログラム規約

パートナープログラム規約(以下「本パートナー規約」という)の申込者(以下「パートナー」という)は、株式会社 Dai(以下「当社」という)が提供するサービス「B カート」(以下「本サービス」という)の取次等に関し、以下のとおり本パートナー規約に同意し、本パートナー規約を内容とする契約が成立したものとみなします。

第 1 条(パートナーの地位)

1. 本パートナー規約に同意したパートナーは、当社が承認した日(以下「承認日」という。)をもって、本サービスのパートナーの地位を取得する。パートナーは、本サービスの販売拡大のため、当社に対し、本サービスの利用申込みの意思を有する顧客を紹介し、その成約件数及び利用金額等に応じて、本パートナー規約の定めに従い、当社から手数料を受け取ることができる。

第 2 条(業務の委託)

1. 当社はパートナーに対し、本サービスに関して別紙記載の業務(以下「取次業務」という)を委託し、パートナーはこれを受託した。

第 3 条(パートナーの義務)

1. パートナーは、善良なる管理者の注意をもって取次業務を遂行し、法令を順守し、顧客に対し、本サービスに関する最新の情報を伝え、申込方法を分かりやすく説明するものとし、円滑に本サービスの利用申込みに至るよう最大限の努力を行うものとする。
2. パートナーは、当社及び本サービスその他当社が運営するサイトの名声、信用、評判を維持向上させるものとし、直接、間接を問わず、これらを毀損することのないよう、十分注意を払うものとする。
3. パートナーは、当社が独自の判断基準に基づき、本サービスに関する顧客の申込みを拒絶する場合があります。これを了承し、取次業務を行う際に顧客に対してもその旨を説明し、その同意を得るものとする。
4. 当社は、パートナーの取次業務が当社の利益に合致しないと判断した場合は、いつでもパートナーに対してその方法の変更または中止を求めることができる。また、パートナーは直ちに当社の申し出に従うものとする。
5. パートナーは、取次業務に関し、顧客または第三者との間で紛争が生じたときは、直ちに当社に通知するものとし、自己の責任と費用において解決するものとする。

第4条(禁止事項)

1. パートナーは、取次業務の遂行に際して、次のいずれかに該当する行為をしてはならない。
 - (1) 当社に代わって顧客と本サービスの利用契約を締結すること。
 - (2) 申込みの意思がないことが明白な顧客または第三者を、当社に顧客として紹介すること。
 - (3) 顧客に対して短期間での利用を前提とした勧誘を行うこと。
 - (4) 本サービスについての虚偽または誇大な説明をし、強引または執拗な手法で勧誘すること。
 - (5) なりすまし、架空名義を用いて顧客を紹介すること。
 - (6) 単独もしくは顧客と共謀して手数料を不正に獲得すること。
 - (7) 当社と同一または類似の事業を営み、もしくは当社と同一または類似の事業を営む会社の役員に就任すること。
 - (8) その他当社の利益に反すること。

第5条(再委託及び譲渡等の禁止)

1. パートナーは、当社の事前の書面による承諾なしに、取次業務を第三者に委託してはならない。
2. パートナーは、当社の事前の書面による承諾なしに、本パートナー規約に基づく権利もしくは契約上の地位を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

第6条(本サービスの変更・廃止)

1. 当社は、パートナーに通知することなく、任意に本サービスの内容(プラン及び利用料金も含む。)の全部または一部を変更、修正、追加または削除することができる。
2. 当社は、パートナーに通知することなく、任意に本サービスを廃止することができる。

第7条(手数料)

1. 当社はパートナーに対し、パートナーによる取次業務遂行の手数料として、別紙に定めるところに従い算出される金額を、別紙に定める条件に従い支払うものとする。
2. 前項の送金手数料は当社(株式会社Dai)の負担とする。

第 8 条(秘密保持)

1. パートナーは、本パートナー規約に基づき当社から開示され、または取次業務の遂行に際して知り得た営業上、技術上のあらゆる情報(文書、図面、電子メール、電磁的記録媒体、口頭等、有形、無形の別は問わない)を本パートナー規約の履行以外の目的に使用し、または第三者に開示してはならない。
2. 前項の規定に拘わらず、次の各号の情報については、この限りではない。
 - (1) 情報を取得した時点で、既に自己が有していたもの。
 - (2) 情報を取得した時点で、既に公知であったもの。
 - (3) 情報を取得した後、自己の責めに帰さない事由で公知となったもの。
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したもの。
 - (5) 本パートナー規約に基づき知り得た秘密情報を利用せずに、独自に開発したことを証明し得るもの。
3. パートナーは、パートナーの地位を失ったときまたは当社の請求があったときは、第 1 項の秘密情報を直ちに当社に返還する。
4. 本条に基づく義務は、パートナーの地位を失った後も存続するものとする。

第 9 条(通知義務)

1. パートナーは、本パートナー規約の同意後、次のいずれかに該当する事態が発生し、またはそのおそれがある場合には、ただちに当社に通知しなければならないものとする。
 - (1) 営業または事業譲渡、合併その他経営上の重要な変更。
 - (2) 屋号、商号、代表者、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先の変更。
 - (3) 手数料支払口座の変更。
 - (4) その他、パートナーの地位に重大な変更をおよぼすもの。

第 10 条(有効期間)

1. パートナーの地位の有効期間は、最初の承認日から 1 年間とする。ただし、当社またはパートナーから期間満了の 1 ヶ月前までに書面による終了の意思表示がない場合は、更に 1 年間延長されるものとし、以後も同様とする。

第 11 条(パートナーの地位の喪失)

1. パートナーが次のいずれかに該当する場合、当社はパートナーに対し催告その他何等の手續きをすることなくパートナーの地位を失わせることができる。
 - (1) 取次業務をすることが著しく困難と認められるとき。
 - (2) 差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申し立てがあったとき。
 - (3) 公租公課を滞納し督促を受けた場合、または保全差押えを受けたとき。
 - (4) 手形、小切手が不渡りとなり手形交換所より銀行取引停止処分を受けたとき。
 - (5) 破産、民事再生法に基づく再生手続開始または、会社更生手続開始の申し立てがあったとき。
 - (6) 合併、解散、清算、または事業の全部または重要な一部を第三者に譲渡したとき。
 - (7) 天災等の不可抗力により本パートナー規約の履行が不可能となったとき。
 - (8) 重大な過失または背信行為があったとき。
 - (9) 適用法令または法規について重大な違反を犯したとき。
 - (10) 本パートナー規約のいずれかの条項に違反したとき。
 - (11) その他当社との信頼関係を損なう事情が生じたとき。
2. パートナーの地位は、当社が本サービスを廃止したときは、当然に失われる。
3. 前条または本条の規定に基づきパートナーがその地位を失ったときは、取次業務遂行のために当社から受領した全ての販促物・マニュアル等の物品を直ちに当社に返還し、パートナーの地位にあることを示す一切の表示・情報を除去する。

第 12 条 (免責)

1. 当社は、次に掲げる事項により生じるパートナーの損害については、その一切の責めを負わないものとする。
 - (1) 天災地変、その他不可抗力と認められる事由による損害。
 - (2) 当社の重過失によらないシステム障害、データ喪失等の事由に起因する損害。
 - (3) 当社が顧客の申込みを拒絶し、または顧客に対し本サービスの提供を中止または廃止したことによる損害。
 - (4) その他本パートナー規約、またはパートナーの地位を失ったことにより生じた損害。

第 13 条 (損害賠償)

1. パートナーは、取次業務によって当社または第三者に損害を与えたときは、当社に生じた一切の損害を賠償する。

2. 当社は、パートナーが第 4 条に違反したときは、当社がパートナーに支払った手数料全額の返還を求めることができる。なお、当社の損害額が返済額を上回るときは、残額の賠償請求を妨げない。

第 14 条 (反社会勢力の排除)

1. パートナーは、自ら、その子会社、関連会社もしくは関係者等が、現在、暴力団、暴力団員、暴力員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. パートナーは、自ら、自らの子会社、関連会社もしくは関係者等が、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとする。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または会社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. パートナー、自らの子会社、関連会社もしくは関係者等が、暴力団員等もしくは第 1 項各号に該当した場合、もしくは第 2 項各号の何れかに該当する行為をし、または前 2 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、当社は、直ちに本契約を解除することができ、かつ、当社に生じた損害の賠償を相手方に請求することができるものとする。

第 15 条 (本パートナー規約の変更)

1. 当社は、パートナーの承諾を得ることなく、本パートナー規約を必要に応じて変更することができ、パートナーは、変更後の規約に従うものとする。

第 16 条 (管轄及び準拠法)

1. 当社とパートナーとの間の紛争については、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
2. 本パートナー規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用される。

第 17 条 (疑義の決定)

1. 本パートナー規約に記載のない事項及び内容の解釈について疑義を生じた場合には、誠意を持って協議し、決定する。

別紙

■取次業務の内容

- (1) 顧客に対する本サービスの提案、宣伝及び申込方法に関する説明。
- (2) 下記のいずれかの方法による、本サービスの利用申込みの意思を有する顧客の紹介。
 - ア. 当社が指定するパートナー専用管理画面(URL:<https://bcart.jp/spp>。ただし、URLは当社が一方的に変更することがある)からの紹介。
 - イ. 当社が指定するパートナー用URLを経由した紹介。

当社は、パートナーに対し、どのパートナーから紹介を受けた顧客であるかを識別することが可能なURL(以下「パートナー用URL」という。)を付与することができる。

この場合、当社は、パートナー用URLを経由した顧客を識別するために、顧客の利用端末の種類に応じてクッキー等の技術(以下「識別技術」という)を使用し、識別技術によって識別された顧客のみを取次対象として認めることができる。

ウ. 書面による紹介。

(3) 上記に付随して、当社が指定する業務。

■手数料(キックバック)

・定義

1. 「パートナー保有顧客」とは、以前に全く本サービスを利用したことがないか、または本サービスの利用を終了してから6ヶ月間本サービスを利用したことがない者であつて、かつ、パートナーが当社に紹介し、紹介の日から1ヶ月以内に本サービスの利用申込みをし、現在も本サービスの利用を継続している顧客をいう。また、顧客が他のパートナー保有顧客と重複してはならない。ある顧客がパートナー保有顧客であるかどうかにつき疑義が生じたときは、その判断は、全て当社の裁量による。
2. 「紹介稼働件数」とは、対象月の末日(以下「手数料条件締日」という。)におけるパートナー保有顧客の利用契約数をいう。ただし、利用契約数として算定するのは、対象月の1日から末日までの間継続して利用し、かつ、対象月の月額利用料金を当社が定める支払期限までに支払ったパートナー保有顧客に限る。
3. 「ステージ」及び「キックバック料率」は、対象月の紹介稼働件数に応じて、下記の表のとおり定める。ただし、「ステージ」の条件及びキックバック料率は、当社が予告なく変更することができる。
4. 「手数料対象額」とは、対象月についてパートナー保有顧客が支払った月額利用料金をいう。ただし、手数料対象額として算定するのは、当社が定める支払期限までに、パートナー保有顧客が当社に月額利用料金全額を支払った場合に限るものとする(一部の支払、支払期限に遅れた支払は一切算定しない。)。また、手数料対象額に月額利用料のうち1ヶ月に満たない期間の料金(日割計算する料金)、初期費用及びその他のオプション料は含まれないものとする。

・支払方法

手数料条件締日 - 対象月の末日

支払日 - 手数料条件締日の翌月末日

支払方法 - 銀行振込み

・手数料

1. 手数料額は、手数料対象額(消費税及び地方消費税を含めない金額で算定する。)にキックバック料率を乗じた金額とする(この金額は消費税及び地方消費税込みの金額である。)
2. キックバック料率は、パートナーのステージに応じて、下記の表のとおり定める。
3. パートナー保有顧客が当社に対し、既払の月額利用料金の返還または損害賠償を請求し、その他パートナー保有顧客と当社との間で紛争が生じたときは、当社は、当該パートナー保有顧客をパートナーの紹介稼働件数及び手数料対象額の算定から除外し、パートナーに対し、当該パートナー保有顧客に関して支払った手数料の返還を求めることができる。

	ライト	プラン10	プラン30	プラン50	プラン100	プラン300
月額利用料金	9,800円	19,800円	29,800円	39,800円	49,800円	79,800円
手数料対象額	9,800円	19,800円	29,800円	39,800円	49,800円	79,800円
ステージ 及び キックバック料率	ブロンズ 稼働紹介件数1件の場合は 10%					
	シルバー 稼働紹介件数2件の場合は 15%					
	ゴールド 稼働紹介件数3件の場合は 20%					